



ひらた行政だより

地震による一部損壊住宅修理を補助します！

令和 3 年 2 月 13 日の地震で住宅が一部損壊した世帯に対し、日常生活に不可欠な部分を応急的に修理した場合の費用の一部を定額で補助します。



【対象世帯】以下の要件を満たす世帯

- ① 村から「り災証明書」を交付された方。
- ② 20万円（消費税込み）以上の修繕工事を実施し、支払いを完了した方。

【修繕工事の範囲】

- ① 屋根等の基本部分
- ② ドア、窓等の外部に面した開口部
- ③ 上下水道等の配管・配線
- ④ トイレ、風呂等の衛生設備

※地震の被害と直接関係ある修繕のみが対象。

※内装に関するものは原則として対象外。

（壊れた床の修理と併せて畳等を補修する場合、壊れた壁とともに壁紙を補修する場合は、当該床、壁の部分に限り対象。）

※家電製品は対象外。

※応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要欠くことのできない部分及び日常生活に欠くことのできない破損箇所（土台、床、壁、窓、戸、天井、屋根等の如何を問わない。）に限られ、一般的には修理は屋根、壁、床などより緊急を要する部分から実施する。

【補助金の額】

修繕工事費 20万円（消費税込み）以上の場合に、定額 10万円

【必要となる書類】

- ・補助金支給申請書
- ・資力に関する申出書
- ・り災証明書（コピー可）
- ・工事を実施したことを確認できる書類（契約書及び領収書等）
- ・工事前・施工中・完成後の写真（添付できない場合は、施工内容証明書）

※申請受付期限：令和 4 年 1 月 31 日（月）まで

税務課 ☎55-3113

（裏面へ続く）

毎週水曜日は午後七時まで窓口延長を実施しています。

令和3年度狂犬病予防注射実施のお知らせ

令和3年度の狂犬病予防注射を、以下の日程で行います。
狂犬病の予防接種は、年に一回の接種が義務付けられていますので、必ず受けてください。

【対象】：生後91日以上飼犬

【料金】：新規登録手数料 → 3,000円（登録がお済でない方のみ）

狂犬病予防注射手数料 → 3,250円

〈内訳〉注射手数料 2,700円 注射済票発行手数料 550円

※お釣りのないようにあらかじめ準備をお願いします。

実施日	場所	時間
10/3 (日)	中倉一集会所	8:45 ~ 9:10
	駒形集会所	9:20 ~ 9:45
	高田・旧村上商店前	9:55 ~ 10:20
	橋場・上北方集会所	10:30 ~ 10:55
	東山集会所	11:05 ~ 11:30
	林業研修会館	12:30 ~ 12:55
	西山一集会所	13:05 ~ 13:30
	沼野平農道付近交差点	13:40 ~ 14:05
	草場・旧坪井スタンド前駐車場	14:15 ~ 14:40
	太田旅館付近待機所	14:50 ~ 15:15
10/9 (土)	中倉二集会所	15:25 ~ 15:50
	下蓬田集会所	8:45 ~ 9:10
	乙空釜集会所	9:20 ~ 9:45
	打違内集会所	9:55 ~ 10:20
	蓬田新田集会所	10:30 ~ 10:55
	旧蓬田中学校(体育館側)入口	11:05 ~ 11:30
	九生滝集会所	12:30 ~ 12:55
	上蓬田北部集会所	13:05 ~ 13:30
	蓬田小学校前	13:40 ~ 14:05
	鴉子集会所	14:15 ~ 14:40
平田村役場前	14:50 ~ 15:15	

◆雨天でも実施しますが、各種警報等により中止になる場合があります。

◆飼犬が病氣中または体調が悪い場合は、事前に獣医師に相談してください。

◆会場へは飼犬を十分に制御できる人が連れてきてください。

◆首輪やリードが外れないようにしてください。

◆会場でのふん等は、飼い主が責任をもって処分してください。

◆新型コロナウイルス感染症対策の徹底をお願いします。

住民課 ☎55-3112

～公民館からのお知らせ～

保健センター・公民館複合施設の建築に伴い、公民館の解体工事が間もなく始まります。工事期間中は、公民館・体育センター付近への立ち入りが、できなくなりますのでご注意ください。村民の皆様には、大変ご迷惑をおかけしますがご理解とご協力をお願いします。